



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
 長野市松代町松代 9 0 8
 電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
 e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

就労条件総合調査にみる企業の 労働時間制度

◆平成 29 年の結果が公表

厚生労働省から、平成 29 年「就労条件総合調査」の結果が公表されています。この調査結果により、現在の民間企業における就労条件の現状がわかりますので、その内容を見ていきましょう。

◆所定労働時間はどれくらい？

1 日の所定労働時間は、1 企業平均で 7 時間 45 分（前年調査結果と変わらず）、労働者 1 人平均では 7 時間 43 分（前年調査では 7 時間 45 分）。

1 日の所定労働時間

企業規模	1 企業平均	労働者 1 人平均
全体	7:45	7:43
1,000 人以上	7:44	7:43
300~999 人	7:44	7:43
100~299 人	7:44	7:43
30~99 人	7:45	7:46

週所定労働時間は、1 企業平均で 39 時間 25 分（同 39 時間 26 分）、労働者 1 人平均では 39 時間 01 分（同 39 時間 04 分）でした。

週所定労働時間

企業規模	1 企業平均	労働者 1 人平均
全体	39:25	39:01
1,000 人以上	38:56	38:44
300~999 人	39:03	38:54
100~299 人	39:12	39:05
30~99 人	39:32	39:30

産業別でみると、金融業、保険業で最も短く（週所定労働時間 38 時間 01 分）、宿泊業、飲食サービス業で最も長く（同 40 時間 11 分）なっています。

週所定労働時間が短い 3 業種

産業	1 企業平均
金融業・保険業	38:01
複合サービス事業	38:30
電気・ガス・熱供給・水道業	38:39

週所定労働時間が長い 3 業種

産業	1 企業平均
宿泊業・飲食サービス業	40:11
運輸業・郵便業	39:44
建設業	39:34

◆休日形態は？

「何らかの週休 2 日制（完全週休 2 日制／月 3 回や隔週など完全週休 2 日制より休日日数が実質的に少ない

制度)」を採用している企業割合は87.2%（前年88.6%）、完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度を採用している企業割合は6%（前年5.8%）、週休1日制または週休1日半制を採用している企業割合は6.8%（前年5.6%）となっています。

◆年次有給休暇の取得状況は？

1年間に企業が付与した有給日数（繰越日数は除く）は、労働者1人平均で18.2日（前年18.1日）。

そのうち、実際に労働者が取得した日数は9日（前年8.8日）で、取得率49.4%（前年48.7%）となっています。

◆病気休暇制度の有無、付与日数は？

病気休暇制度がある企業割合は32.5%で、そのうち、病気休暇取得時に賃金を「全額」支払いとする企業割合は33.2%、「一部」支払いとする企業割合は18.8%、「無給」とする企業割合は47.7%です。

病気休暇の1企業平均1回当たりの最高付与日数は246日で、賃金の支払状況が「全額」の場合では平均97.6日、「一部」の場合は平均294.1日、「無給」とする場合は平均354.5日となっています。

1 企業平均 1 回当たりの最高付与日数

企業規模	制度がある企業	賃金の支払状況		
		有給		無給
		全額	一部	
全体	246.0	97.6	294.1	354.5
1,000人以上	313.4	132.8	531.0	458.4
300～999人	275.4	89.3	467.4	363.0
100～299人	266.4	97.1	342.8	376.9
30～99人	230.1	96.5	239.7	341.4

「高齢社会対策大綱」にみる
これからのシニア就業支援施策



◆「高齢社会対策大綱」とは

2月中旬、政府は「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。同大綱は日本が高齢社会にどう対応するかの指針であり、5年ごとに見直されています。

今回は、人を年齢で区別せず国民が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる「エイジレス社会」の構築を目指すことが示されました。

◆年金受給開始年齢:70歳超が可能に

公的年金の受給開始年齢について、選択により70歳以降まで繰下げ可能にする制度や在職老齢年金の在り方等、働くシニアの多様な実態に応じた制度を検討することが盛り込まれました。

現在でも65歳以降70歳までの繰下げは可能で、受給額が月額最大42%上乘せされるメリットもありますが、2015年度末時点の利用率は1.4%と、60歳以降への繰上げの35.6%に比べて低く、この周知にも取り組むとされています。

◆高年齢者の就業率引上げ目標

昨年の総務省「労働力調査」によれば、60～64歳の就業率は63.6%、65歳以上の就業者数も10年間で1.5倍に増え、807万人となっています。

今回の大綱では、この就業率を2020年には67%とする目標が掲げられました。

◆健康年齢の延伸目標

中小企業では、再雇用制度等の活用によりシニア従業員になるべく長く働いてもらうことで人材を確保しているところが多くあります。

長く働き続けるためには健康であることが不可欠ですが、大綱でも、日常生活に支障のない健康寿命を、2013年時点の男性71.19歳、女性74.21歳から、2025年に2歳以上延ばす目標が設定されました。

就労の場においても、加齢に伴う身体機能の変化を考慮し、安全と健康確保に配慮した働きやすい快適な職場づくりおよび健康確保対策を推進するとしています。

◆事業者に対する支援の充実も明記

シニアの就業は本人の健康・意欲・体力等により多様化することから、テレワークの活用等、選択肢を広げるとしています。

また、65歳までの定年延長や65歳以降の継続雇用延長を行う企業への支援を充実させるとともに、賃金・人事処遇制度等の条件整備に係る相談・援助の実施や各種助成制度を有効活用することが明記されました。

実施から1年を迎えた「プレミアムフライデー」の実態

◆認知度は上がったが、実施率は…

毎月最終金曜日に15時の退社を促し、働き方改革や消費拡大などにつなげる「プレミアムフライデー」

が、今年2月で実施開始から1年を迎えました。

市場調査会社の調べによると、プレミアムフライデーの認知度は、当初の約7割から97%に大きく向上しましたが、奨励・実施している企業は11%で、当初とほぼ変わらない結果になりました。

◆消費の拡大にはつながらず

小売店や飲食店では、実施当初は仕事帰りの集客を期待してイベントや値下げなどを試みましたが、実際は、買い物客はまばらで2割ほどの売上げ増にとどまっています。

また、旅行会社が企画した限定ツアーも予約が伸びず数か月で終了となるなど、当初から懸念されていた「月末の金曜日は仕事が立て込んで早く帰れない」という声が浮き彫りになりました。



◆実施方針の見直しを発表

こうした実態を受けて「プレミアムフライデー推進協議会」は、10月に「消費喚起策としてのイベント開催日は月末金曜日とするが、職場や地域、個人の実状に応じて、日程変更を推奨する」という実施方針の見直しを発表しました。

また、実施できていない企業に対して柔軟な運用ができるように、月末にこだわらず別の金曜日などに振り替える「振替プレミアムフライデー」の導入を呼び掛けました。

◆広く定着させるのが課題！

政府は、プレミアムフライデーの今後の課題として、「地域や中小企業への浸透」を指摘し、2年目も続けていく考えを示し、「粘り強く続け、定着させていくことが重要」であることを強調しています。

※実地、現実がわかっていない方々の施策で振り回されるのは一般人という毎度同じパターンの繰り返しに辟易します。

～今月のことば～



・お国のためにぜひとも専門的な知識と知恵を拝借したいという声が政府から掛けられるたびに、待ってましたとばかりに喜々として集まる、お馴染みの民間人の面々。かれらにいったい何がやれるというのだろうか。その名声とやらにふさわしい活躍をし、見事な答えを出したことが一度でもあるだろうか。

・さほど役に立つとは思えぬ知識のあれこれをぎっしりと頭に詰め込み、一流とされる大学を卒業し、憧れの高級官僚になり、同僚との仁義なき熾烈な闘争に明け暮れ、大企業や政治家の顔色を窺いながら美味しい汁を吸い、国民を平気であざむき、天下りを繰り返して余生を充実させる、そんな人生って何だ。

『生きることは闘うことだ』

丸山 健二 著

～事務所よりひとこと～



春になり、心機一転、ダイエットを始めたいと思っています。

昨年の健康診断で、初めてレントゲン検査に引っかかってしまいました。怖じ気づいて、なかなか検査に行けずにいましたが、風邪で受診した際、思い切って検査してもらいました。その結果、お腹の肉が横隔膜を押し上げているとのことで、先生に少しやせた方がいいと言われました。

これまでもにもダイエットに挑戦したことがあるのですが、いずれも志半ばで終わってしまっています。

食事を制限して、運動すればいいのでしょうか、さて何から始めようか思案中です。(岡澤)

お知らせ

◆平成30年3月(4月納付分)より健康保険料率が変わります。

1000分の97.1
(本人負担分 1000分の48.55)

・介護保険該当者
1000分の112.8
(本人負担分1000分の56.4)

随時、保険料案内を送付しておりますので、お手数ですが4月支払の給与より(当月控除の事業所は3月支払の給与より)保険料の変更をお願い致します。

◆労働保険の年度更新の時期になりました。

随時ご案内をしておりますので、ご協力をお願い致します。

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。